



三重県公報

令和6年9月3日（火）

第 546 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
56	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(地域防災推進課)	2
	告 示		
615	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	5
616	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	5
617	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	6
	選 管 告 示		
33	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	6
34	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	8
35	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出	(同)	8
36	公職選挙法第161条第1項第3号の施設を指定した旨、同号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨の報告	(同)	8
37	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	9
	公 告		
	令和6年度後期技能検定試験の実施	(障がい者雇用・就労促進課)	9
	令和6年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る試験場所の変更	(建築開発課)	11
	特 定 調 達 公 告		
	落札者を決定した旨	(保健環境研究所)	12
	随意契約の相手方を決定した旨	(総合博物館)	12
	落札者を決定した旨	(病院事業庁)	13
	同伴	(警察本部)	13
	同伴	(同)	13

規

則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和六年九月三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則
災害救助法施行細則（昭和四十年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表一（第二条関係） 救助の程度、方法及び期間 救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 （一）避難所 イ（略） ロ 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難なときは、野外に移動可能な施設、車高等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、一人一日当たり二百五十円以内とする。 二〜く（略） （二）応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 イ 建設型応急住宅 （イ）（略） （ロ）建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付	別表一（第二条関係） 救助の程度、方法及び期間 救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。 一 避難所及び応急仮設住宅の供与 （一）避難所 イ（略） ロ 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、一人一日当たり三百四十円以内とする。 二〜く（略） （二）応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 イ 建設型応急住宅 （イ）（略） （ロ）建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付

帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、六百八十八万三千円以内とする。

(イ) (略)

ロ (略)

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(一) 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ (略)

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千三百三十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千八百円	二万五千四百円	三万七千七百円	四万五千五百円	五万七千八百円	八千三百円
冬季	三万二千八百円	四万四千二百円	五万六千五百円	六万八千八百円	八万一千二百円	一万二千円

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千五百円	八千七百円	一万一千円	一万五千二百円	二万	二千八百円
冬季	一万四千六百円	二万三千四百円	三万二千二百円	四万一千	五万	三千八百円

帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、六百七十七万五千円以内とする。

(イ) (略)

ロ (略)

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(一) 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ (略)

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人一日当たり千二百三十円以内とする。

ニ (略)

(二) (略)

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ・ロ (略)

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

(イ) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千二百円	二万四千六百円	三万六千三百円	四万四千五百円	五万六千八百円	八千円
冬季	三万八千四百円	四万九千七百円	六万一千三百円	七万二千五百円	八万四千八百円	一万六千六百円

(ロ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千三百円	八千四百円	一万一千五百円	一万五千四百円	二万	二千七百円
冬季	一万三千二百円	二万三千八百円	三万四千二百円	四万五千二百円	五万八千	三千七百円

ニ (略)	ニ (略)
四・五 (略)	四・五 (略)
六 被災した住宅の応急修理	六 被災した住宅の応急修理
イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
(イ) (略)	(イ) (略)
(ロ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり <u>五万五千五百円</u> 以内とすること。	(ロ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり <u>五万円</u> 以内とすること。
(ハ) (略)	(ハ) (略)
ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
(イ) (略)	(イ) (略)
(ロ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。	(ロ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
a bに掲げる世帯以外の世帯 <u>七十一万七千円</u>	a bに掲げる世帯以外の世帯 <u>七十万六千円</u>
b 半壊又は半焼に達する程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>三十四万八千円</u>	b 半壊又は半焼に達する程度の損傷により被害を受けた世帯 <u>三十四万三千円</u>
(ハ) (略)	(ハ) (略)
七 (略)	七 (略)
八 学用品の給与	八 学用品の給与
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。	ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。
(イ) (略)	(イ) (略)
(ロ) 文房具費及び通学用品費	(ロ) 文房具費及び通学用品費
小学校児童 一人当たり <u>五千二百円</u>	小学校児童 一人当たり <u>四千八百円</u>
中学校生徒 一人当たり <u>五千五百円</u>	中学校生徒 一人当たり <u>五千円</u>
高等学校等生徒 一人当たり <u>六千円</u>	高等学校等生徒 一人当たり <u>五千六百円</u>
ニ (略)	ニ (略)
九 埋葬	九 埋葬
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人 <u>二十二万六千円</u> 以内、小人 <u>十八万八千円</u> 以内とする。	ハ 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人 <u>二十一万九千円</u> 以内、小人 <u>十七万五千二百円</u> 以内とする。
ニ (略)	ニ (略)
十 (略)	十 (略)
十一 死体の処理	十一 死体の処理
イ・ハ (略)	イ・ハ (略)
ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。	ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。
(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり <u>三千六百円</u> 以内とする。	(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり <u>三千五百円</u> 以内とする。
(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合	(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合

合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千七百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 （略） ホ （略） 十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 イ （略） ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均が十四万円以内とする。 （略） 十三 （略）	合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、一体当たり五千五百円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 （略） ホ （略） 十二 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去 イ （略） ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とする。 （略） 十三 （略）
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和六年七月九日から適用する。

告 示

三重県告示第 615 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 6 年 9 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之			
医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名	担当する障害分野
菰野さくらい眼科	三重郡菰野町潤田字大工垣内 835-1	櫻井 英二	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	米川 由賀	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	村元 佑己子	視覚障害
松阪市民病院	松阪市殿町 1550	鈴木 勇太	呼吸器機能障害
松阪市民病院	松阪市殿町 1550	西脇 亮	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
とみだ眼科四日市	四日市市富洲原町 2-40 イオンモール四日市北	日吉 敦寿	視覚障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	澤田 博文	肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害

三重県告示第 616 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 6 年 9 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名
老人保健施設 友愛トピア	三重郡菰野町大字宿野字神明田 371	石原 隆雄
医療法人 天神眼科医院	亀山市天神 2-10-38	愛知 忠明

三重県告示第 617 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 6 年 9 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和元年 8 月 26 日 第 72 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社うつべ農園	代表取締役 櫻井 正大	三重県四日市市采女町 1368 番地 1

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（飼料用もみ、玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
上 麻理	飼料用もみ、玄米	K 242018504
水野 雅貴	飼料用もみ、玄米	K 242023657

7 登録の更新日

令和 6 年 8 月 23 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 33 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 9 月 3 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
岩澤のりよし後援会	小 倉 裕 司	岩 澤 麗 奈	尾鷲市南陽町 1-3	令和 6 年 7 月 4 日	
内原あつしを励ます会	内 原 篤	内 原 篤	伊賀市東高倉 2378-31	令和 6 年 7 月 29 日	
東野ひでき三重県後援会	谷 口 俊 二	浅 井 充	津市栄町一丁目 960	令和 6 年 7 月 26 日	
藤田清隆後援会	藤 田 清 隆	藤 田 星	多気郡多気町弟国 146-1	令和 6 年	

	山口やすこを励ます会	山 口 康 子	山 口 康 子	伊賀市桐ヶ丘 2-91	7 月 18 日 令和 6 年 7 月 29 日	
	山ざきみちこを励ます会	山 崎 美智子	山 崎 美智子	三重郡菰野町菰野 2425-15	令和 6 年 7 月 29 日	
2	届出事項の異動					
	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日 備考
	参政党三重県支部 連合会	村 井 政 樹	主たる 事務所の所在地	伊 勢 市 二 俣 3-7-13	松 阪 市 駅 部 田 151-17	令和 6 年 3 月 29 日 政党
	自由民主党木曽岬 町支部	伊 藤 守	代表者 主たる 事務所の所在地	村 井 政 樹 桑名郡木曽岬町 雁ヶ地 263	嶋 田 陽 介 桑名郡木曽岬町 小和泉 75	令和 6 年 7 月 20 日 政党
	自由民主党三重県 医療会支部	馬 岡 晋	代表者 代表者	伊 藤 守 馬 岡 晋	服 部 芙二夫 二 井 栄	令和 6 年 7 月 20 日 政党
	自由民主党三重県 薬剤師支部	藤 本 修 嗣	代表者	藤 本 修 嗣	西 井 政 彦	令和 6 年 7 月 21 日 政党
	おくだ会	奥 田 尚 佳	主たる 事務所の所在地	尾鷲市栄町 4-2	尾鷲市矢浜大道 1010-15	令和 6 年 7 月 11 日
	紀南医師連盟	尾 辻 啓	主たる 事務所の所在地	熊 野 市 井 戸 町 903-7	南牟婁郡御浜町 大字阿田和 6066	令和 6 年 6 月 1 日
	野崎りゅうた後援 会	野 崎 隆 太	代表者 会計責任者	野 崎 隆 太 野 崎 隆 太	藤 原 康 行 野 崎 智 代	令和 6 年 7 月 31 日
	橋爪まさよし後援 会	岡 宗 眞一郎	主たる 事務所の所在地	志摩市阿児町鶴 方 4871	志摩市大王町波 切 1000-2	令和 6 年 7 月 29 日
	堀江しおん後援会	山 下 道 章	主たる 事務所の所在地	志摩市大王町船 越 475	志摩市阿児町神 明 1007-13	令和 6 年 6 月 13 日
	三重県医師連盟	馬 岡 晋	代表者	馬 岡 晋	二 井 栄	令和 6 年 7 月 20 日
			会計責任者	田 中 孝 幸	馬 岡 晋	令和 6 年 7 月 25 日

三重県神谷まさゆ き後援会	藤 本 修 嗣	代表者	藤 本 修 嗣	西 井 政 彦	令和 6 年 7 月 21 日
三重県本田あきこ 後援会	藤 本 修 嗣	代表者	藤 本 修 嗣	西 井 政 彦	令和 6 年 7 月 21 日
三重県薬剤師連盟	藤 本 修 嗣	代表者	藤 本 修 嗣	西 井 政 彦	令和 6 年 7 月 21 日
水谷のりはる後援 会	水 谷 清 文	会計責 任者	水 谷 慶 子	松 嶋 律 子	令和 6 年 3 月 6 日
四日市薬剤師連盟	平 岡 伸 五	代表者	平 岡 伸 五	藤 戸 健 司	令和 6 年 7 月 1 日
		会計責 任者	伊 藤 徹 弥	相 川 幸 範	

三重県選挙管理委員会告示第 34 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 9 月 3 日

政治団体の名称		代表者の氏名	解散年月日	備考
にわ正美後援会		丹 羽 正 美	令和 6 年 1 月 21 日	
藤田清隆後援会		藤 田 清 隆	令和 6 年 7 月 17 日	

三重県選挙管理委員会告示第 35 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 9 月 3 日

資金管理団体の指定		三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋			
資金管理団体の届 出をした者（代表 者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	
内 原 篤	市議会議員	内原あつしを励ます 会	伊賀市東高倉 2378-31	令和 6 年 7 月 26 日	
山 口 康 子	市議会議員	山口やすこを励ます 会	伊賀市桐ヶ丘 2-91	令和 6 年 7 月 26 日	
山 崎 美智子	町議会議員	山ざきみちこを励ま す会	三重郡菰野町菰野 2425-15	令和 6 年 7 月 26 日	

三重県選挙管理委員会告示第 36 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の施設を指定した旨、同号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

令和 6 年 9 月 3 日

指定		三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋			
選挙管理委員会名	施設名	所在地	指定年月日		
志摩市選挙管理委員会	越賀コミュニティセン ター	志摩市志摩町越賀 1480 番地	令和 6 年 8 月 1 日		
取消					
選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日		
志摩市選挙管理委員会	越賀地区多目的集会施設	志摩市志摩町越賀 1726 番地	令和 6 年 5 月 31 日		

3 変更

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
志摩市選挙管理委員会	国府地区公民館	(変更前) 志摩市阿児町国府 2108 番地 (変更後) 志摩市阿児町国府 2107 番地	令和5年7月1日

三重県選挙管理委員会告示第37号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年9月3日

三重県選挙管理委員会委員長 中西正洋

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
市町村名	施設	所在地	市町村名	施設	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	志摩市	越賀地区多目的 集会施設	志摩市志摩町越 賀1726番地
志摩市	国府地区公民館	志摩市阿児町国府 2107番地	志摩市	国府地区公民館	志摩市阿児町国府 2108番地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
志摩市	志摩市浜島産業 振興会館「ちち ろ」	志摩市浜島町浜島 2723番地	志摩市	志摩市浜島産業 振興会館「ちち ろ」	志摩市浜島町浜島 2723番地
志摩市	越賀コミュニテ ィセンター	志摩市志摩町越賀 1480番地	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定試験（後期試験）の実施について次のとおり公示します。

令和6年9月3日

三重県知事 一見勝之

- 技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日
別表のとおり
- 試験の方法
実技試験及び学科試験
- 技能検定の手数料及び実施場所
 - 受検手数料
三重県手数料条例（平成12年三重県条例第4号）に規定する額
 - 実施場所

三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 受付期間

令和6年10月7日（月）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）受付を行います。

ただし、郵送による場合は、令和6年10月11日（金）の消印まで有効です。

(2) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 受検手数料

ウ 本人確認書類

エ 減免の証明書（実技試験受検手数料の減免を受けようとする者）

オ 免除の証明書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者）

(3) 提出場所

三重県職業能力開発協会

所在地 津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階

電話 059-228-2732

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、三重県職業能力開発協会配布します。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、別表に掲げる検定職種以外の検定職種（指定試験機関が実施する検定職種を除きます。）であっても受け付けます。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

オ 受検申請受付後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

カ 実技試験において、受検人員が僅少の場合など、諸般の事情により実技試験を行わないことがあります。

5 合格の発表

令和7年3月14日（金）

6 問い合わせ先

三重県職業能力開発協会

電話 059-228-2732

（別表）技能検定の実施職種（作業名）、等級区分及び実施期日

1 特級

実施職種名	実施期日	
	学科試験	実技試験
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造	令和7年2月2日（日）	

2 単一等級、1級、2級、3級

実施職種名	作業名	等級	実施期日	
			学科試験	実技試験
機械検査	機械検査	1、2級	令和7年1月26日（日）	令和6年12月5日（木）から令和7年2月16日（日）までの間において、三重県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に対し別途通知する日
シーケンス制御	シーケンス制御	1、2、3級		
配管	建築配管	1、2級		
型枠施工	型枠工事	1、2、3級		
金属材料試験	組織試験	1、2級		
さく井	パーカッション式さく井工事	1、2級	令和7年2月2日（日）	令和7年1月19日（日）

	ロータリー式さく井工事			
バルコニー施工	金属製バルコニー工事	単一等級		
機械・プラント製図	機械製図手書き	1、2、3 級		令和 7 年 1 月 26 日 (日)
	機械製図 C A D			
工場板金	機械板金	1、2 級		令和 6 年 12 月 5 日 (月) から令和 7 年 2 月 16 日 (日) まで の間において、三重 県職業能力開発協 会から技能検定受 検申請者に対し別 途通知する日
	数値制御タレットパンチプレ ス板金			
自動販売機調整	自動販売機調整	1、2 級		
油圧装置調整	油圧装置調整	1、2 級		
農業機械整備	農業機械整備	1、2 級		
冷凍空調和機器施 工	冷凍空調和機器施工	1、2 級		
寝具製作	寝具製作	1、2 級		
防水施工	アスファルト防水工事	1、2 級		
	合成ゴム系シート防水工事			
	塩化ビニル系シート防水工 事			
	改質アスファルトシートト ーチ工法防水工事			
家具製作	家具手加工	3 級		
造園	造園工事	3 級		
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て	1、2 級	令和 7 年 2 月 9 日 (日)	令和 7 年 1 月 19 日 (日)
コンクリート圧送施 工	コンクリート圧送工事	1、2 級		
テクニカルイラスト レーション	テクニカルイラストレーシ ョン手書き	3 級		令和 7 年 1 月 26 日 (日)
	テクニカルイラストレーシ ョン C A D			
半導体製品製造	集積回路チップ製造	1、2 級		令和 7 年 1 月 19 日 (日)
	集積回路組立て			
プリント配線板製造	プリント配線板設計	1、2、3 級		令和 6 年 12 月 5 日 (月) から令和 7 年 2 月 16 日 (日) まで の間において、三重 県職業能力開発協 会から技能検定受 検申請者に対し別 途通知する日
	プリント配線板製造	1、2 級		
ブリプレス	D T P	1、2 級		
建築大工	大工工事	1、2、3 級		
かわらぶき	かわらぶき	1、2 級		
鉄筋施工	鉄筋組立て	1、2 級		
塗装	鋼橋塗装	1、2 級		
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ	1、2 級		
機械検査	機械検査	3 級		
機械加工	普通旋盤	3 級		
電子機器組立て	電子機器組立て	3 級		

令和 6 年 3 月 1 日及び同年 6 月 11 日付けで公告しました令和 6 年二級建築士試験及び木造建築士試験の試験場所について、次のとおり変更します。

令和 6 年 9 月 3 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

変更前

2 試験場所

- (1) 二級建築士試験
津市栗真町屋町 1577 三重大学
- (2) 木造建築士試験
津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター

変更後

2 試験場所

- (1) 二級建築士試験
ア 学科の試験
津市栗真町屋町 1577 三重大学
イ 設計製図の試験
津市一身田豊野 195 高田短期大学
- (2) 木造建築士試験
ア 学科の試験
津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター
イ 設計製図の試験
津市桜橋 2-142 三重県教育文化会館

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月3日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 特定役務の名称 | 三重県保健環境研究所西棟照明LED化業務 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県四日市市桜町 3684-11
三重県保健環境研究所企画調整室企画調整課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和6年8月22日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市野田2丁目1番7号
株式会社コウヨー 代表取締役 柳井 孝洋 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 16,500,000 円
契約金額 18,150,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和6年7月12日 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和6年9月3日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 三重県博物館情報システム再構築及び運用保守業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市一身田上津部田 3060
三重県総合博物館 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和6年8月1日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 三重県津市羽所町 700 番地
富士通 J a p a n 株式会社
中部公共ビジネス統括部 東海公共ビジネス部 部長 馬淵 正人 |
| 5 | 契 約 金 額 | 144,801,800 円（うち消費税及び地方消費税 13,163,800 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平 |

成 7 年政令第 372 号) 第 11 条第 1 項第 2 号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 9 月 3 日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

1	物品等の名称及び数量	全身用 X 線 C T 装置 1 式の購入
2	担 当 部 局	三重県津市城山 1 丁目 12-1 三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課
3	落 札 者 決 定 日	令和 6 年 8 月 21 日
4	落 札 者	三重県津市丸之内養正町 5-24 株式会社メディセオ三重営業部 部長 藤井 泰浩
5	落 札 金 額	入札価格 55,100,000 円 契約金額 60,610,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 6 年 7 月 5 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 9 月 3 日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

1	物品等の名称及び数量	三重県警察本部で使用する電気（単価契約）（予定使用量）2,199,200 k W h
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係
3	落 札 者 決 定 日	令和 6 年 8 月 16 日
4	落 札 者	岐阜県岐阜市金町六丁目 21 番岐阜ステーションビル 8 階 岐阜電力株式会社 代表取締役 下田平 真樹
5	落 札 金 額	入札価格 43,954,224 円（税込）
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 6 年 6 月 25 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 9 月 3 日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 正 樹

1	物品等の名称及び数量	三重県運転免許センター等で使用する電気（単価契約）（予定使用量）1,272,600 k W h
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課施設室施設管理係
3	落 札 者 決 定 日	令和 6 年 8 月 16 日
4	落 札 者	岐阜県岐阜市金町六丁目 21 番岐阜ステーションビル 8 階 岐阜電力株式会社 代表取締役 下田平 真樹
5	落 札 金 額	入札価格 29,782,639 円（税込）
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和 6 年 6 月 25 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
